

地域共同ラボラトリー利用要項

(趣旨)

第1 この要項は、熊本大学熊本創生推進機構規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、民間等外部の機関との共同研究等を推進するため、地域共同ラボラトリーの実験研究室等（以下「研究室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2 研究室を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 熊本大学（以下「本学」という。）の職員、大学院生等
- (2) 本学の職員と共同研究を行う民間等共同研究員及び受託研究員
- (3) その他熊本創生推進機構長（以下「機構長」という。）が特に必要と認めた者

(研究代表者)

第3 研究室の利用に当たっては、共同研究等を行う組織ごとに、各組織の利用者のうちから本学の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。）を研究代表者として置くものとする。

ただし、第2(3)で機構長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用申請)

第4 研究室を利用しようとする研究代表者は、別記様式第1の地域共同ラボラトリー実験研究室利用申請書を、機構長に原則として利用予定の1か月前までに提出し、その承認を得なければならない。

2 研究代表者は、利用承認を得た後、申請内容を変更する必要がある場合は、利用申請書を速やかに機構長に提出し、その承認を得なければならない。

(利用の承認)

第5 機構長は、前条の申請があった場合、熊本大学熊本創生推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、利用の可否の決定を行い、研究代表者へ通知するものとする。

(利用期間)

第6 研究室を利用できる期間は、研究開始日の属する年度内とする。ただし、研究代表者からの更新の申請に基づき、運営委員会において引き続き共同研究等の必要性があると判断した場合は、1年ごとに利用期間を更新することができる。

(経費の負担)

第7 研究代表者は、機構長が別に定めるところにより、必要な経費を負担しなければならない。

(利用心得)

第8 利用者は、規則を遵守するとともに、事故、災害等の防止に努めなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第9 機構長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、研究室の利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

- (1) 研究室の利用について虚偽の申請をしたとき。
- (2) 承認された研究の遂行以外の目的で研究室を使用したとき。
- (3) 承認された研究室以外の研究室を無断で使用したとき。
- (4) 次の各号のいずれかに定める実験を行ったとき。

イ 熊本大学組換えDNA実験安全管理規則（平成16年4月1日制定）に定める組換えDNA実験

ロ 熊本大学放射線障害防止規則（平成16年4月1日制定）に定める放射性同位元素放射線発生装置又はX線発生装置を使用する実験

ハ 化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める物質を使用・製造する実験

ニ 労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第１６条及び第１７条に定める有害物質
を使用・製造する実験

ホ 実験動物を用いた感染実験

ヘ その他機構長が研究室の管理上支障があると認めた実験等

(5) 承認された場所の全部又は一部を他の者に転貸して使用させたとき。

(6) 施設並びに備付けの設備及び備品等を承認なく改廃し、新設し、又は無断で移動したとき。

(7) 研究室の運営に支障を及ぼすおそれがあると機構長が認めたとき。

(原状回復)

第１０ 研究代表者は、研究室の利用が終了したとき、又は機構長が利用の承認を取り消したときは、
設備、備品等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第１１ 研究代表者は、利用者が故意又は過失により、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、
機構長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(研究成果の報告)

第１２ 研究代表者は、利用期間満了後１か月以内に別記様式第３の研究成果報告書を機構長に提出し
なければならない。ただし、共同研究又は受託研究の場合にあっては、研究成果報告書の様式につい
ては、それぞれ共同研究又は受託研究の実績報告書をもって代えることができる。

(雑則)

第１３ この要項に定めるもののほか、研究室の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(実施等)

第１４ この要項は、平成２０年４月１日から実施する。

２ この要項の実施日前にされた研究室の利用申請及びその利用承認で、実施日以後に利用を開始（更
新の場合を含む。）するものは、この要項に基づき申請又は利用承認があったものとみなす。

附 則

１ 平成 ２０ 年４月１日から施行する。

２ 熊本大学地域共同研究機構室利用要項（平成１９年４月１日）を廃止する。

３ 平成 ２９ 年４月１日から施行する。

３ 平成 ３１ 年４月１日から施行する。